

税制全体のグリーン化に関する最近の動向

— 目次 —

1. 税制全体のグリーン化関連	2
2. エネルギー課税関連	5
3. 車体課税関連	8

1. 税制全体のグリーン化関連

税制全体のグリーン化に関連する決定等 ①

第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

[経済的インセンティブ等]

① 環境の視点からの経済的インセンティブの付与

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各経済主体が商品の製造及び選択等の行動に際して環境配慮行動の選択を促すことを狙うものである。

経済的手法については、各方面において検討が行われ、国や地方公共団体でその導入や実証的な試みも進んでいる。

その活用にあたっては、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用に努める。

税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する。

第4節 地球温暖化に関する取組

⑧ 横断的な対策・施策の検討・推進

A. 税制のグリーン化

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。

平成24年10月から施行される地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例は、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施していくため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せするものである。また、その税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO2排出抑制の諸施策を着実に実施していく。

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析することにより、地球温暖化対策の取組を進めるため、税制全体のグリーン化を推進する。

税制全体のグリーン化に関連する決定等 ②

J-ファイル2013 総合政策集（自民党）（抄）

65 安心社会実現に向けた税制抜本改革

（国民生活全般への配慮）

（略）

低炭素化を促進する観点から、**税制全体のグリーン化を推進**します。

（略）

206 『低炭素社会づくり推進基本法』の成立

（略）

低炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促し、あらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制措置を講じるほか、**より包括的な環境税の検討を含め税制全般を横断的に見直し、税制全体の一層のグリーン化を推進**します。

参院選 重点政策（公明党）（抄）

Ⅱ. 実感できる経済回復。その成果を地域に中小企業に生活者に

4. 地方の活性化

② 市街地を元気に、生活の足を便利に。地方都市の活性化

3) 低炭素まちづくりを推進

世界最先端の低炭素社会を構築するため、地方公共団体の「低炭素まちづくり」の取組を加速させます。税制優遇や財政支援の拡充等を検討します。また、低炭素化を促進する観点から、**税制全体のグリーン化を推進**します。

2. エネルギー課税関連

エネルギー課税に関連する決定等 ①

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ル (略)

ヲ **森林吸収源対策**(森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。)**及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。**

ワ **燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率**(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則の規定に基づく特例による税率をいう。)**が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。**

カ・ヨ (略)

二～八 (略)

エネルギー課税に関連する決定等 ②

与党平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日 自由民主党・公明党)(抄)

第三 検討事項

10 地球温暖化対策は、エネルギー起源CO₂排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第7条の規定に基づき、**森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。**

J-ファイル2013 総合政策集 (自民党)(抄)

129 地球温暖化対策としての森林整備

地球温暖化対策については、エネルギー起源CO₂排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要があります。このうち、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられています。一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要です。このため、昨年成立した税法の規定に基づき、**森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行います。**

3. 車体課税関連

車体課税に関連する決定等 ①

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

カ **自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。**

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書 税関係協議結果(平成24年6月15日)(抄)

○ 第7条(消費税引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ※法案修正後はカの規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、**消費税率(国・地方)の8%引上げ時まで結論を得る。**

車体課税に関連する決定等 ②

平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日自由民主党・公明党)(抄)

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

(ロ)消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

車体課税に関連する決定等 ③

J-ファイル2013 総合政策集 (自民党)(抄)

65 安心社会実現に向けた税制抜本改革

(国民生活全般への配慮)

自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、次のとおり抜本的な見直しを行います。

A 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ます。

(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止します。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置します。

(ロ) 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼしません。

B 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ます。

(イ) エコカー減税制度の基本構造を恒久化します。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じます。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討します。

(ロ) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連しています。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行います。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意します。

203 エコカー世界最速普及とモーダルシフト

環境にやさしいエコカーについて、自動車グリーン税制等により、2020年までに新車販売台数の2台に1台の割合で普及を図ります。

車体課税に関連する決定等 ④

当面する重要政治課題 (公明党)(抄)

1 税制改革と一体で「安心の社会保障」を

自動車、住宅取得など、税負担の軽減を

諸外国と比べても過重な負担増となる自動車関連の税制について、公明党は消費税率の引上げに伴って、簡素化、負担軽減、グリーン化の観点から抜本的に改めます。自動車取得税は、消費税8%時点から引下げ、10%時点で廃止します。さらにエコカー減税を拡充するとともに、自動車重量税、自動車税も廃止、統合を含め抜本から見直します。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ2 : クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

③エネルギーを賢く消費する社会

次世代自動車については、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出、性能向上のための研究開発支援、効率的なインフラ整備等を進める。